

報告事項No. 3

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生日局名	専決処分年月日	損害賠償の額	被害者	事件の概要
1	教育委員会	4. 2. 18	円 94,090	株式会社トヨタレンタリース横浜	令和3年7月20日、市立学校の校庭で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、作業現場付近に駐車していた被害者所有の軽自動車に当たり、破損させたもの
2	教育委員会	4. 3. 16	円 152,180	幸区在住者	平成31年3月18日、市立学校の教室で、清掃作業中、被害者が、床に塗布されたワックスの剥離剤に触れ、負傷したもの